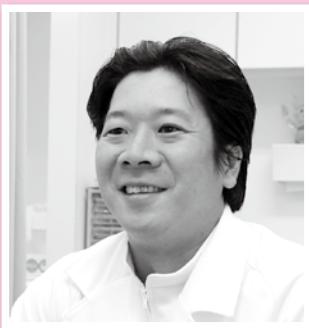


下呂市立休日診療所

私たちが
診察して
います。



近藤医院
近藤史郎先生



村瀬眼科クリニック
村瀬寛紀先生

市内の多くの医療機関が診療時間外となる休日における救急医療体制として、下呂市医師会と薬剤師会、下呂市が協力して「下呂市立休日診療所」を運営しています。

下呂市立休日診療所は、平成19年7月に開設。下呂市医師会に所属する15名の医師が一日一人ずつ交代で勤務し、入院や手術を必要としない軽症な急病患者（急な発熱やケガなどの症状）の診療を行っています。

より高度な治療が必要な場合は、2次救急病院（県立下呂温泉病院、市立金山病院など）を紹介し、適切な治療ができる体制をとっています。

利用者は年間およそ千人、一日平均15人程の患者が訪れる休日診療所は、わたしたちが安心して暮らす上で、重要な存在となっています。

下呂市医師会長あいさつ

県立下呂温泉病院の救急外来が本来の救急医療に対応できるように開設して7年目となります。年末年始（午前9時～午後3時）には救急患者の60～70%に利用していただいております。

下呂市立休日診療所は、現在、開業医師18名中15名、薬剤師38名中



大塚耳鼻咽喉科医院
大塚正議先生

25名、登録看護師49名の協力を得て運営されており、人員的には市立金山病院に匹敵するものです。市民の皆さまが受診する際に症状に応じて医療機関を選択されることは、医療資源ひいては地域医療を守り育てるにつながり、5月に新築移転となる県立下呂温泉病院の維持に携わることになります。

何よりも、市民1人1人が自分の健康に关心を持ち、疾病を予防することが大切です。やむを得ず受診することになったときは、地域の財産を使うという意識を持って、適正な利用をお願いします。

●急病患者に限ります

休日診療所は急病患者のために設けられたものです。「平日は仕事（学校）が休めない」「3か月前からおなかが痛い」「普段通院でもらっている薬が欲しい」等の理由での受診はご遠慮下さい。このような患者が増えると本来受け入れを対象とする急病患者の受診の妨げになるためです。日頃から健康に留意し、調子が良くなないと感じた時は、かかりつけ医の診療時間内に受診するように心掛けましょう。

●事前に電話をしてからお越し下さい

（予約はできません）

休日診療所をご利用する際には、必ず事前に電話をしてからお越し下さい。症状を事前にお聞きすることで、対応が円滑になります。また、2次救急病院（県立下呂温泉病院、市立金山病院など）へ直接案内できることもあります。

●下呂市立休日診療所●

◆診療科目 内科、小児科の急病患者
◆診療日 日曜、祝日（振替休日含む）

年末年始（12/31～1/3）

◆診察時間 午前9時～午後3時

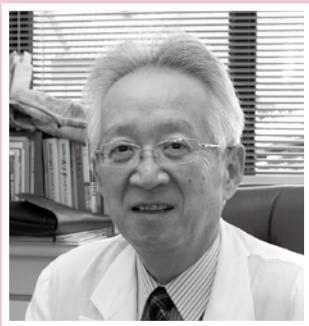
◆電話番号 24-1200

※右記の注意事項を守り、
お気をつけてお越し下さい。

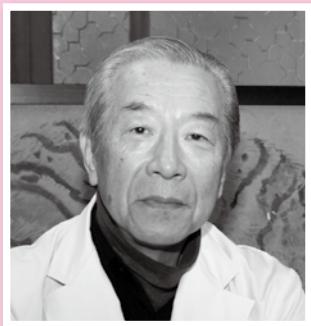
※保険証やお薬手帳（ある場合）を
お持ちください。

詳しくは16ページをご参照ください

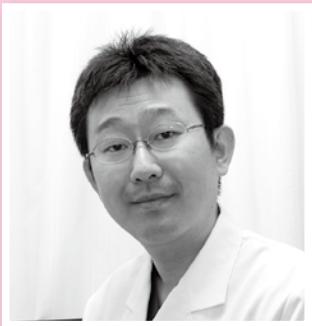
正しい休日診療所のご利用に
ご協力ください



阿部医院
阿部親司先生



花田医院
今井直人先生



萩原北醫院
大林秀成先生



おくむらクリニック
奥村昇司先生



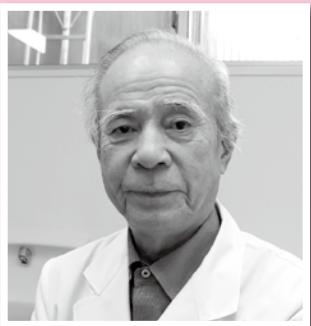
黒木医院
黒木尚之先生



小池医院
小池利幸先生



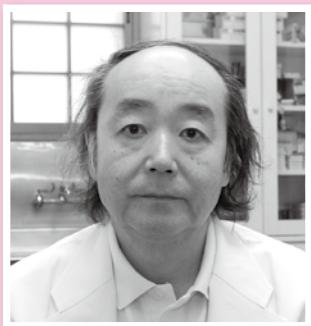
こばやし整形外科
小林源博先生



近藤医院
近藤靖士先生



田中内科クリニック
田中隆平先生



中田医院
中田宗彦先生



藤岡医院
藤岡均先生



市立中原診療所
細江昭比古先生

下呂市の地域医療を みんなで守り育てよう

最近、医師の疲れいや医療の崩壊（※1）と言わることが多くなりました。そんな中、休日診療所が運営できるのも、市民、医師、医療機関、行政の連携があってのことです。今後もこの体制を有効に機能させて、下呂市の地域医療（※2）を守り育てていきましょう。

※1 医療崩壊とは・・・医療安全に対する過度な社会的要求、患者のモラルの低下、医療費抑制政策などを背景とした医師の士気の低下、病院経営の悪化などにより、安定的・継続的な医療提供体制が成り立たなくなる事態。

※2 地域医療とは・・・医療を通じて住民自治を推進し、医師と地域住民が手を取り合ってより良い地域社会を築いていくことをめざす活動のことです。医師や医療従事者が行う疾病の治療にとどまらない疾病の予防や健康の維持・増進を目的とした活動（リハビリ、在宅療養のサポート、地域の高齢者・障がい者の支援、妊婦の保健指導や相談、子育て支援など）を医療機関が単独で担うのではなく、地域の行政や住民組織と協力してすすめていくことが特徴です。

【問合先】
健康医療部・医療対策課

☎ 53-2101（内線627）